

安全報告書

(自動車運送事業)

令和7年度の結果と令和8年度の計画

運輸安全マネジメントに関する取組状況について



令和8年7月9日
京都市交通局



目次

1	安全報告書の公表にあたって	1
2	輸送の安全に関する基本的な方針	2
3	輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	3
4	令和7年度 安全目標の達成状況等	4
5	事故発生状況等	
(1)	有責事故発生状況の推移	5
(2)	直営・委託先別の有責事故発生状況	6
(3)	内容別有責事故件数の推移	7
(4)	自動車との接触事故の推移	8
(5)	二輪車との接触事故の推移	9
(6)	車内事故の推移	10
6	輸送の安全のために講じた措置	11
7	内部監査の実施及び必要な是正又は予防措置の実施	30
8	令和8年度 安全目標及び安全スローガン等	31
9	輸送の安全のために講じようとする措置	32
10	輸送の安全のための予算	42
11	事故、災害等に関する報告連絡体制	43
12	安全管理規程	45

1 安全報告書の公表にあたって

日頃より京都市バスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

京都市交通局では、運輸安全マネジメント制度に基づき、市バス事業における輸送の安全確保に関する「令和7年度の取組結果」および「令和8年度の計画」を取りまとめましたのでご報告いたします。

市バスは、一日平均34万6千人ものお客様にご利用いただいております。市民の皆様の日常生活をはじめ、国内外から京都を訪れる方々にとっても欠かせない重要な移動手段です。私たちは、お客様を安全・安心・快適に目的地へお届けすることを最大の使命とし、「お客様第一・安全運行の徹底」というスローガンのもと、職員一人ひとりが高い安全意識を持って「輸送の安全確保」に取り組んでおります。

さて、令和7年度は、目標に掲げていた「重大事故0件」および「10万km当たりの有責事故件数0.151件以下」については達成いたしました。

一方で、令和7年7月には、お客様を車内に留置する、あってはならない事案を発生させ、「車内留置事案0件」という目標は達成できませんでした。事案の発生を重く受け止め、以降、再発防止に向けて全力を挙げて取り組んでまいりましたが、そのような中にも関わらず、令和8年6月3日、西賀茂車庫において車内留置事案を再度発生させてしまいました。まさに痛恨の極みであり、お客様の信頼を取り戻すため、まずは、これまでからの取組を強化することに加え、営業所においては、入庫後の車内点検の際に運転士と非乗務員とでダブルチェックを行うよう指示し、再発防止を徹底するよう厳命しました。

このような状況のもと、令和8年度においては、車内留置の再発防止策を徹底するとともに、事故削減に向けて多角的なアプローチを強力に推進してまいります。具体的には、新たに採用した経験の浅い運転士への指導・育成の強化や、ヒューマンエラーによる事故を防ぐための「駐車ブレーキ注意喚起アラーム」等の新技術の導入を進めてまいります。また、バス停環境における安全性向上を図るため、いわゆる「危険なバス停」の解消に向けた取組も着実に進め、安全で快適な公共交通サービスを提供できるよう、取り組んでまいります。

現在、市バス事業は、燃料の安定確保や市民生活と観光との調和・両立（市バスの混雑対策）など多くの課題に直面しております。しかし、どのような状況においても「輸送の安全確保」という交通事業者としての責務は変わりません。

今後も、すべての職員に対して「安全第一」の意識付けと継続的な安全教育を徹底し、「事故を絶対に起こさない」という安全文化の構築を目指します。皆様に一層安心してご利用いただけるサービスを提供できるよう、職員一同が一丸となって運輸安全マネジメントを推進してまいります。

今後とも、京都市バスへのご理解とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。



京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸

2 輸送の安全に関する基本的な方針

京都市公営企業管理者交通局長は、輸送の安全の確保が事業運営の根幹であることを深く認識し、自動車運送事業において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしていきます。また、安全に関する意見等に真摯に耳を傾けるなど自動車運送事業の状況を十分に踏まえつつ、企画総務部及び自動車部に所属する職員（以下「職員」という。）に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底してまいります。

交通局は、

- 輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、職員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。
- 自然災害の発生時には、お客様、市民、職員の安全確保を最優先とし、関係各所と連携して被害軽減を図り、事業継続に努めます。
- 管理の受委託に係る安全対策として、交通局・受託事業者の双方が必要な情報を伝達・共有し、相互に協力・連携することにより、一丸となって輸送の安全性向上に努めます。

6つの安全重点施策

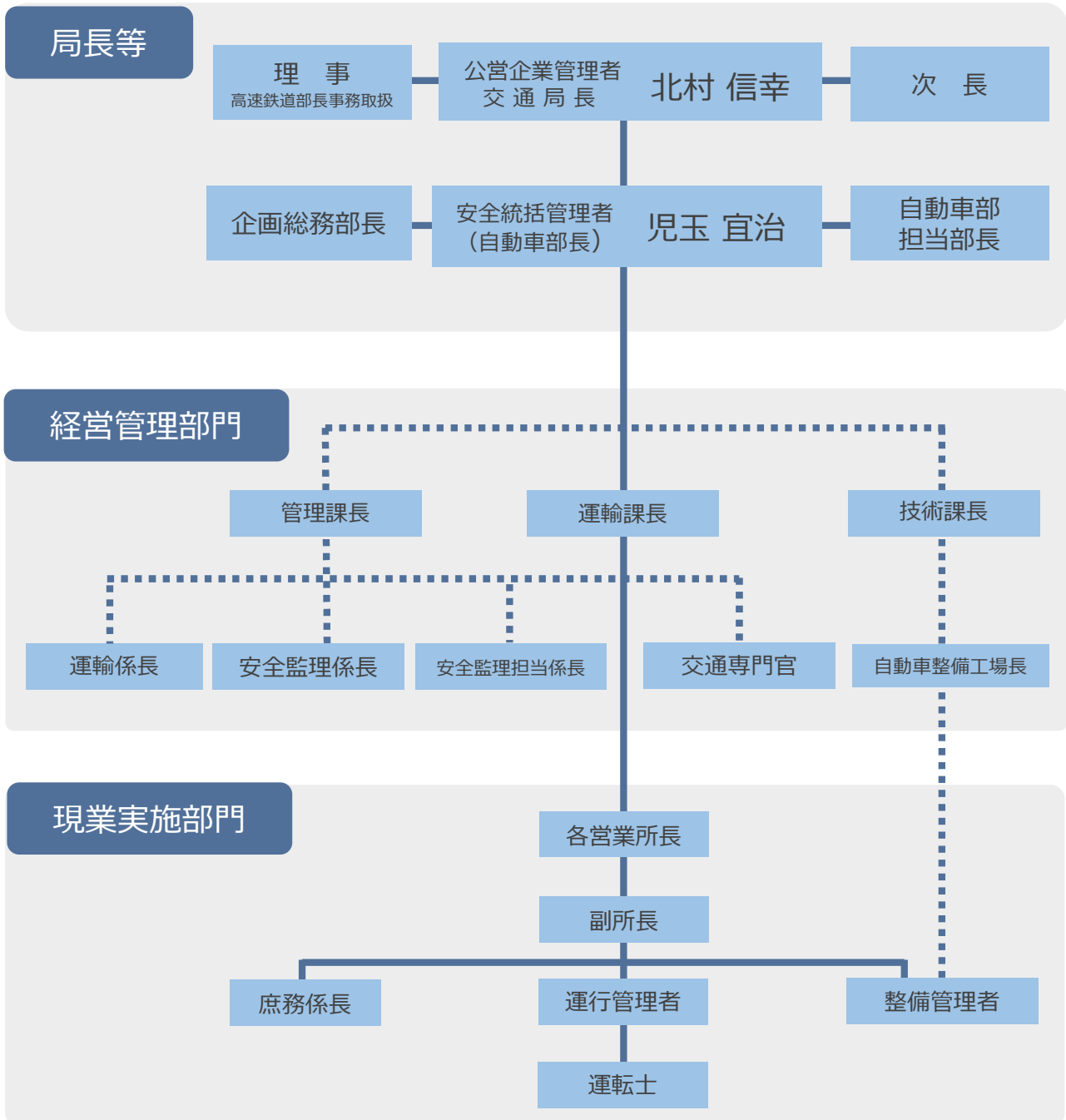
- ① 輸送の安全確保に関する法令遵守と基本動作の徹底
- ② 輸送の安全に関する内部監査の実施
- ③ 輸送の安全に関する情報の共有と活用
- ④ 輸送の安全に関する教育及び研修の実施
- ⑤ 事故防止のための啓発活動の推進
- ⑥ 輸送の安全を確保するためのバス車両等の整備

3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

◆運輸安全マネジメントに係る組織体制

※ 道路運送法に基づき「安全統括管理者」を選任しています。

(令和8年4月1日現在)



※ 安全統括管理者に事故があるときは、自動車部担当部長がその職務を代理する。

4 令和7年度 安全目標の達成状況等

(1) 安全目標の達成状況

区分	目標	実績	達成状況
重大事故	0件	0件	達成
有責事故 走行距離10万km当たり	0.151件を下回る	0.149件	達成
車内留置事案	0件	1件※	未達成

※【車内留置事案の発生】

令和7年7月2日（水）、12号系統を担当した運転士が営業を終え衣笠操車場に入庫した際、車内最後部までの車内点検を怠ったため、車内留置事案を発生させてしまいました。

(2) 市バス事業で掲げるスローガン等

- 安全スローガン
【お客様第一、安全運行の徹底】
- 3つの約束
【プロ意識を持つ・基本動作の徹底・親切な案内】
- 令和7年度市バス安全運転通年目標
【スピードを抑えて笑顔で優しい運転をしよう】

令和7年度 市バス運転事故防止重点目標（毎月設定）

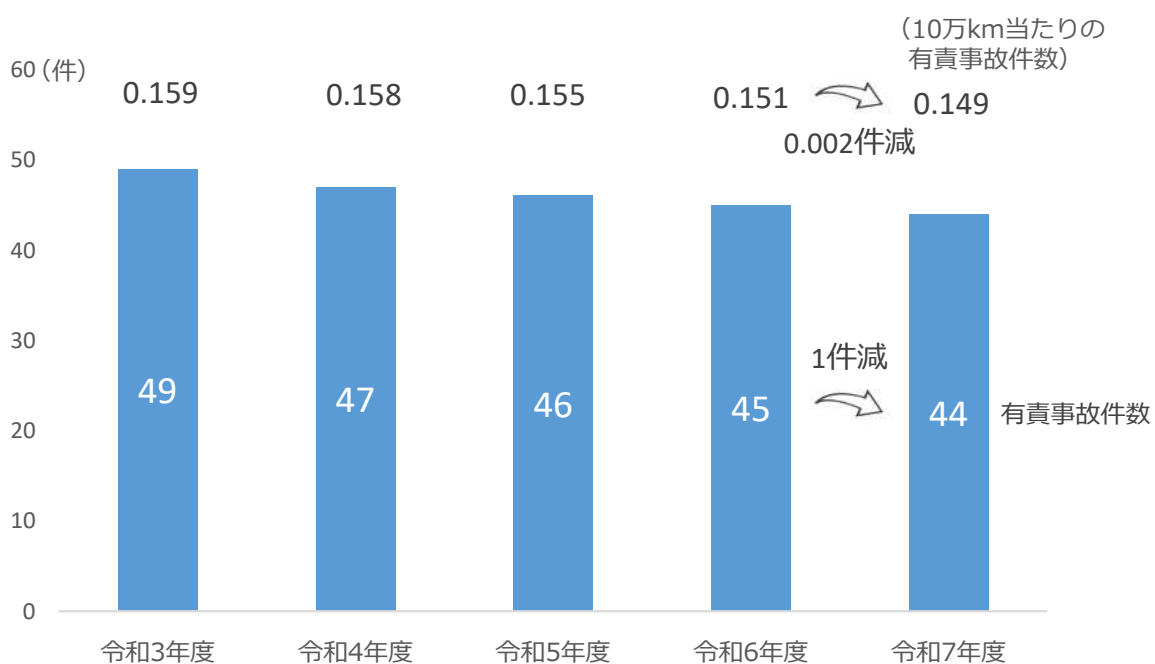
月	市バス運転事故防止重点目標
4月	安全・確実な扉操作をしよう!!
5月	終点と構内で2度の車内点検を徹底しよう!!
6月	お身体の不自由な方も乗車されます！慎重な運転を！
7月	イエローストップを徹底しよう!!
8月	確実な車内点検を徹底しよう!!
9月	停留所発進時の安全確認を徹底しよう!!
10月	扉操作時の安全確認を徹底しよう!!
11月	「防衛運転」や「ゆとり運転」に努めよう!!
12月	車内点検は「探す」意識を持とう!!
1月	発進時の車内転倒事故を防ごう!!
2月	乗車直後のお客様の動きをしっかりと確認しよう!!
3月	自転車の行動特性を理解して運転しよう!!

5 事故発生状況等

(1) 有責事故発生状況の推移

- 令和7年度は、重大事故の発生はありません。
- 10万kmあたりの有責事故件数については、0.149件となっており、年度当初に掲げた年間目標（0.151件を下回る）を達成しています。
- 引き続き、事故防止の取組を継続し、輸送の安全の確保に努めてまいります。

	目 標			実 績				達成 状況
	重大事故	10万キロ 当たりの 有責事故	車内留置	重大事故	有責事故	10万キロ 当たりの 有責事故	車内留置	
令和3年度	0件	0.186件以下	—	1件	49件	0.159件	0件	未達成
令和4年度	0件	0.174件以下	—	1件	47件	0.158件	0件	未達成
令和5年度	0件	0.158件以下	—	1件	46件	0.155件	1件	未達成
令和6年度	0件	0.155件以下	0件	0件	45件	0.151件	2件	未達成
令和7年度	0件	0.151件以下	0件	0件	44件	0.149件	1件	未達成



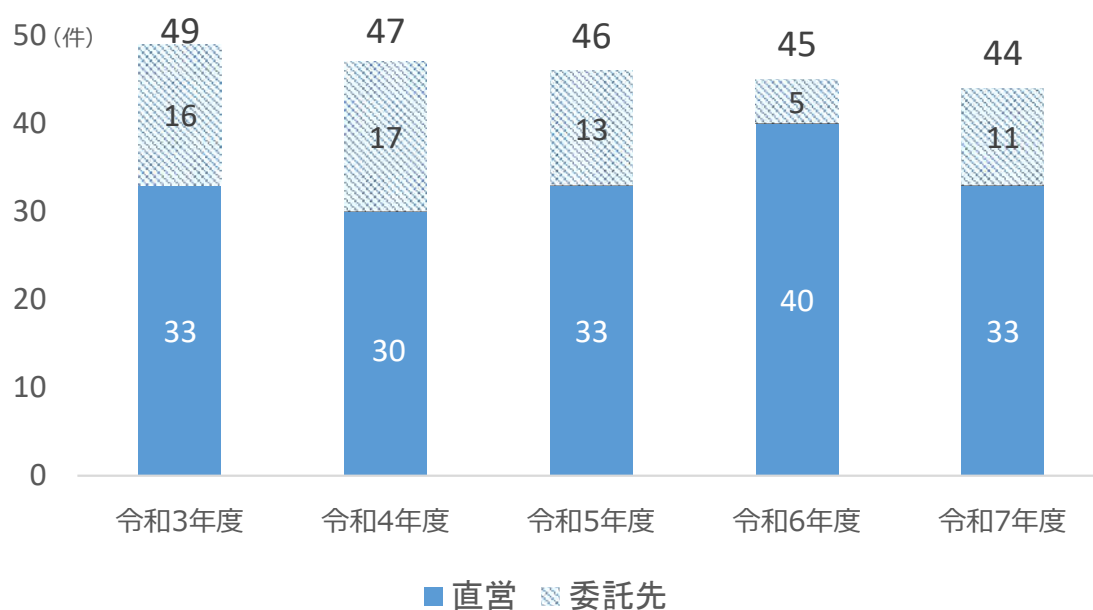
(2) 直営・委託先別の有責事故発生状況

- 直営営業所と委託先営業所では担当している運行系統が異なりますが、令和7年度の有責事故件数は、直営が33件、委託先が11件となっています。昨年度と比較すると直営は7件減少し、委託先は6件増加している状況です。
- 引き続き、事故の発生状況について、直営・委託先を問わず全体で情報共有を行い、連携を図りながら事故防止に取り組んでいきます。

(単位 件)

	直 営	委 託 先	合 計
令和3年度	33 (67.3%)	16 (32.7%)	49
令和4年度	30 (63.8%)	17 (36.2%)	47
令和5年度	33 (71.7%)	13 (28.3%)	46
令和6年度	40 (88.9%)	5 (11.1%)	45
令和7年度	▲7 33 (75.0%)	+6 11 (25.0%)	44

(参考) 令和7年度の委託事業者における車両数の割合は40% (324/810両) となっていますが、委託事業者は直営に比べ、市内周辺部の系統を主に運行しています。



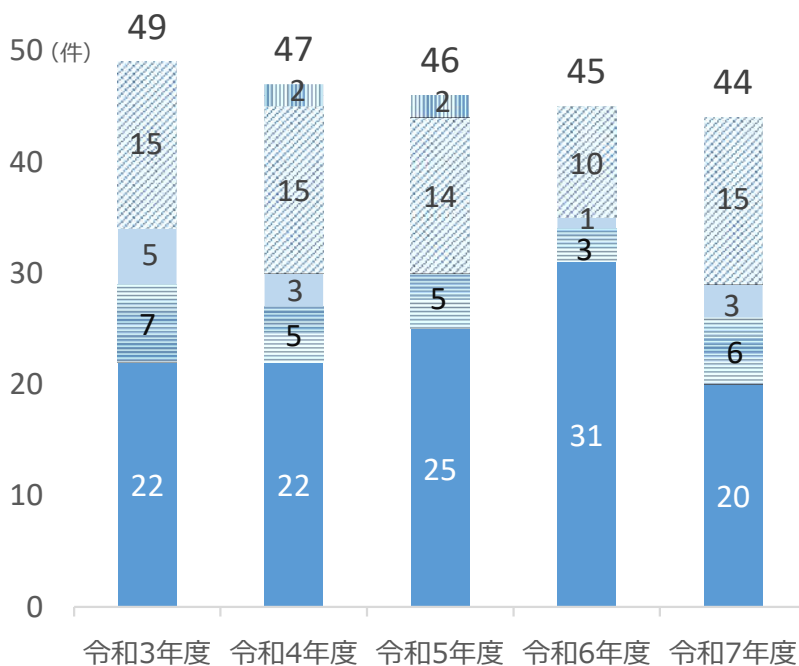
(3) 内容別有責事故件数の推移

- 令和7年度の有責事故については44件発生しています。
- そのうち最も多い形態は自動車との接触事故で20件で、昨年度と比較すると11件減少しています。次に多いのが車内事故で、15件発生しており、昨年度と比較すると5件増加しています。
- また、経験2年未満の運転士による事故が16件で、全体の約4割を占めています。

(単位 件)

	自動車との接触		二輪車との接触		建設物との接触		車内事故		歩行者との接触		合計	
	直営	委託	直営	委託	直営	委託	直営	委託	直営	委託	直営	委託
令和3年度	22		7 (4)		5		15		0		49	
	12	10	7(4)	0	5	0	9	6	0	0	33	16
令和4年度	22		5 (4)		3		15		2		47	
	13	9	4(3)	1(1)	1	2	11	4	1	1	30	17
令和5年度	25		5 (1)		0		14		2		46	
	19	6	3(0)	2(1)	0	0	10	4	1	1	33	13
令和6年度	31		3 (2)		1		10		0		45	
	27	4	3(2)	0	1	0	9	1	0	0	40	5
令和7年度	20 (45.5%)		6 (2) (13.6%)		3 (6.8%)		15 (34.1%)		0 (0.0%)		44	
	16	4	5(1)	1(1)	2	1	10	5	0	0	33	11

※()内は自転車との接触で内数



経験2年未満の運転士による事故 16/44 (36.4%)

● 経験年数別

年数別	合計	直営	委託
2年未満	16	15	1
2年以上5年未満	6	3	3
5年以上10年未満	12	9	3
10年以上20年未満	4	2	2
20年以上30年未満	3	1	2
30年以上	3	3	0
合計	44	33	11

■ 自動車との接触 ▨ 二輪車との接触 ▩ 建設物との接触
 ▤ 車内事故 ▧ 歩行者との接触

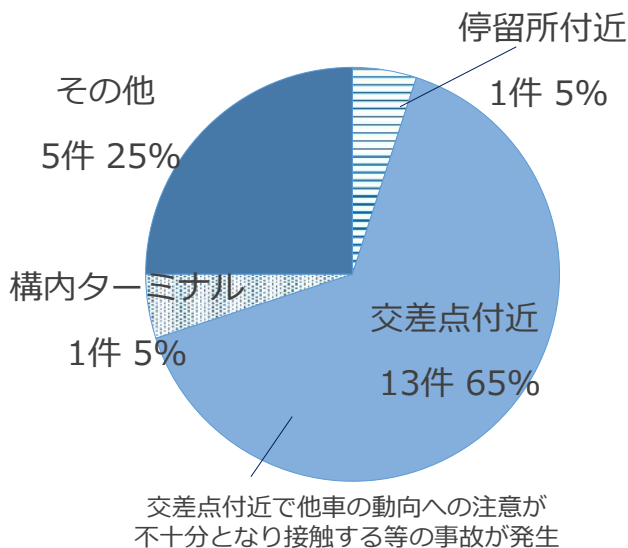
(4) 自動車との接触事故の推移

- 令和7年度の自動車との接触事故については、市バスが停車している他車に接触する当方の一方的な過失による事故が全体の60%を占めています。
- また、発生場所は交差点付近が多く、時間帯では昼間帯（10時から16時台）に集中する傾向にあります。
- 今後も他車の動向に注意するとともに、内輪差など、大型車両であるバスの構造上の特性などを意識した運転を実践するよう研修等を通じて運転士に周知・徹底してまいります。

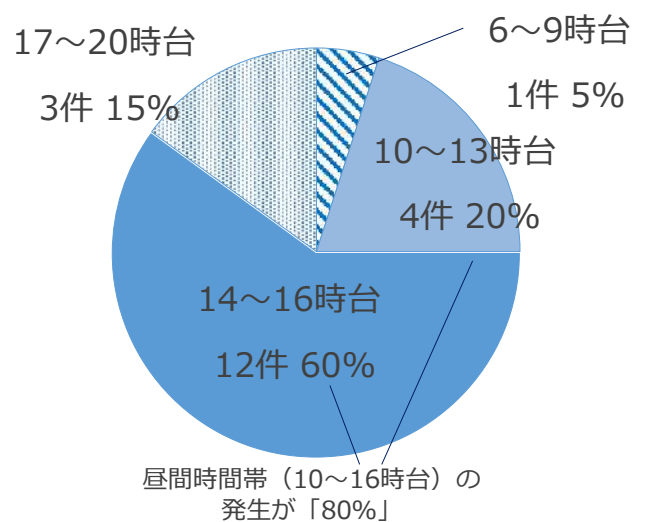
(単位 件)

	自動車との接触				合計	
	市バスの一方的な過失による事故		相手方にも過失が認められる事故			
	直営	委託	直営	委託	直営	委託
令和3年度	18		4		22	
	9	9	3	1	12	10
令和4年度	15		7		22	
	9	6	4	3	13	9
令和5年度	23		2		25	
	17	6	2	0	19	6
令和6年度	25		6		31	
	21	4	6	0	27	4
令和7年度	12 (60.0%)		8 (40.0%)		20	
	8	4	8	0	16	4

[場所別発生件数 (R7)]



[時間帯別発生件数 (R7)]



(5) 二輪車との接触事故の推移

- 二輪車との接触事故については6件で、昨年度と比較して3件増加しています。また、6件のうち2件が自転車との接触事故となっています。
- 自動車が自転車等の側方を通過する際の間隔や安全な速度について、令和8年4月から道路交通法が改正されました。このため、運転士に対して法改正の内容を周知しています。引き続き、各営業所に設置している安全空間確認ラインの活用などにより、自転車等の側方を通過する際に必要な間隔の確認を徹底してまいります。
- また、実際の運行で自転車等に遭遇する際には、安全空間を確保することや状況によっては自転車等に先行してもらうなど、安全第一で運行するよう指導しています。その他の研修の機会などでも、ドライブレコーダー映像を活用して、自転車等の行動特性について周知してまいります。

(単位 件)

	二輪車との接触				合計	
	バイク		自転車		直営	委託
	直営	委託	直営	委託		
令和3年度	3		4		7	
	3	0	4	0	7	0
令和4年度	1		4		5	
	1	0	3	1	4	1
令和5年度	4		1		5	
	3	1	0	1	3	2
令和6年度	1		2		3	
	1	0	2	0	3	0
令和7年度	4		2		6	
	4	0	1	1	5	1

各営業所に設置している「安全空間確認ライン」の例



【安全空間確認ライン】
 運転席からミラーや目視で走行時における周囲の安全な距離を確認し、安全空間の定着を図るための区画線

(6) 車内事故の推移

- 車内事故については、発進時の反動で転倒されるケースを防ぐため、これまでから発進時の注意喚起や車内ミラー等によるお客様の動静確認を徹底するよう指導していますが、令和7年度は発進時の反動による車内事故が増加しています。
- また、車内事故では高齢のお客様が転倒されるケースが多く、ひとたび転倒されると重傷につながるおそれがあります。引き続き、お客様の動静確認を確実にすることや、発進時の注意喚起を徹底するよう指導するとともに、車内啓発ポスター等も活用し、車内事故の削減に向け取り組んでまいります。

(単位 件)

	発進時の反動		急ブレーキの反動		通常ブレーキの反動		扉接触		合計	
	直営	委託	直営	委託	直営	委託	直営	委託	直営	委託
令和3年度	6		6		1		2		15	
	4	2	2	4	1	0	2	0	9	6
令和4年度	3		6		3		3		15	
	3	0	4	2	2	1	2	1	11	4
令和5年度	3		7		3		1		14	
	3	0	5	2	1	2	1	0	10	4
令和6年度	4		4		1		1		10	
	3	1	4	0	1	0	1	0	9	1
令和7年度	8 (53.4%)		2 (13.3%)		3 (20.0%)		2 (13.3%)		15	
	5	3	1	1	3	0	1	1	10	5

+5



車内事故防止啓発ポスター
(令和7年3月～)

	車内事故における 70歳以上の負傷者
令和7年度	8 / 15 (53.3%)
令和6年度	6 / 10 (60.0%)
令和5年度	8 / 14 (57.1%)
令和4年度	8 / 15 (53.3%)
令和3年度	12 / 15 (80.0%)

6 輸送の安全のために講じた措置

◆令和7年度実施計画の取組状況

令和7年度は、すべてのお客様に信頼される安全の追求に向け、6つの安全施策及びその細目である22の実施計画に取り組みました。

安全重点施策 1～6	実施計画 ①～②②	実施 状況
1 輸送の安全確保に関する法令遵守と基本動作の徹底		
	① 法令遵守と基本動作の徹底	○
	② 安全スローガン、事故防止通年目標及び各営業所ごとの年度目標設定・周知	○
	③ 厳正な点呼の実施	○
	④ ドライブレコーダーを活用した安全運行の推進	○
	⑤ 走行危険箇所の確認と見直し	○
	⑥ 運転士全員に対する個人面談及びアンケートの実施	○
	⑦ 添乗調査及び主要停留所、終点停留所等における運転操作の立地調査	○
2 輸送の安全に関する内部監査の実施		
	⑧ 内部監査の実施及び必要な是正又は予防措置の実施	○
	⑨ 「輸送の安全の確保」に必要なマニュアルの点検と見直しの実施	○
	⑩ 自然災害の発生に備えた対応	○
	⑪ 警察、消防等、関係機関と連携した訓練の実施	○
3 輸送の安全に関する情報の共有と活用		
	⑫ 事故防止対策検討ワーキングの開催	○
	⑬ 事故の分析と活用及びファインプレー情報の収集強化	○
	⑭ 全市バス安全運行推進会議、各種会議体の開催	○
4 輸送の安全に関する教育及び研修の実施		
	⑮ 運転士に対する指導・研修の実施	○
	⑯ 運行管理者に対する研修の実施	○
	⑰ 安全意識向上ミーティングの開催	○
	⑱ 高齢者の方や障害のある方への接遇・介助力の向上に向けた研修の実施	○
5 事故防止のための啓発活動の推進		
	⑲ 関係機関と連携した啓発活動の実施	○
	⑳ 事故防止に向けた対策と啓発の実施	○
	㉑ 高齢者に対する啓発の実施	○
6 輸送の安全を確保するためのバス車両等の整備		
	㉒ 車両整備に関する監査、指導の実施及び整備担当者会議の開催	○

(実施状況について) ○：実施済 △：一部未実施 ×：未実施

◆主な実施計画の取組状況

法令遵守と基本動作の徹底

(実施計画①)

確実な車内点検の実施

<取組内容>

- 令和7年2月12日に京都駅前で発生した市バス28号系統での車内留置事案を発生させたことで、令和7年9月に近畿運輸局から警告処分を受けました。
また、令和7年7月2日に市バス12号系統において車内留置事案を発生させてしまい、いまだ全運転士に車内確認の必要性を浸透させることができていなかったことを重く受け止め、危機的な状況と認識しています。
- 引き続き、車内留置事案の撲滅に向け、車内点検の啓発立地や各種研修を通して継続的な車内点検徹底の教育を行ってまいります。
また、新たな取組として、お客様にも寝ているお客様に気付かれたら運転士にお知らせいただくよう、車内放送やステッカーなどをお願いすることで、対策強化を行いました。

▶ 終点での車内アナウンスの更新 令和7年11月21日実施

■ アナウンス内容

お客様にお願いいたします。このバスは次の停留所が終点です。お降りの際、車内で寝ているお客様を見かけられたり、お忘れ物などお気付きの点がございましたら、運転士までお知らせ願います。

業務連絡です。終点到着後、車内のお客様が降りられたことを最後尾の座席まで確実に確認をしてください。

▶ 車内留置対策ステッカーの掲出 令和7年12月17日 車内モニターでの案内表示 令和8年3月20日



車内留置対策ステッカー、
車内モニターの内容



ステッカーは、車内前方1か所・
後方2か所に掲出

▶ 車内留置防止に向けた取組状況

取組内容
全運転士の車内点検の実施状況のドライブレコーダー映像の確認
非乗務員による入庫車両の点検
終点停留所・操車場での立地調査
ドライブレコーダー映像を用いた営業所点呼場での周知
早朝点呼視察
終点停留所での車内自動放送による点検促進
営業所内での横断幕掲出「車内留置絶対ダメ!!」
京都駅前おりばへの啓発文の掲出
全運転士が参加する事故防止重点研修
運行管理者に対する指導能力向上研修
各営業所における所属研修（直営4営業所）
所属長による個人面談
終点停留所での車内点検を促す車内自動放送の更新
市バス全車両への車内留置対策ステッカーの掲出
車内モニターでの車内留置対策の案内表示



終点停留所での車内点検啓発立地の様子
(京都駅前、立命館大学前、松尾橋ターン場所)

イエローストップの徹底

<取組内容>

- 信号末期での交差点進入は道路交通法に抵触するだけでなく、重大事故に繋がることから、これまでから、全運転士にイエローストップを徹底させ、安全意識の向上に取り組んできました。
- 具体的には、全運転士のドライブレコーダー映像を定期的に確認するとともに、役付き職員による抜き打ちの添乗調査を実施しているほか、概ね毎日、営業所の職員や本局の職員が主要交差点において立地調査を実施し、イエローストップが徹底されているか確認しています。
- また、経験の浅い運転士に対しては、実車を用いた安全研修の中で、無理なスピードで交差点に進入することの危険性やイエローストップの重要性を指導するとともに、副所長及び運輸課役付き職員による添乗調査を実施し、調査結果に基づいてアドバイスするなど再発防止の取組を強化しました。

取組内容
全運転士が参加する事故防止重点研修
添乗調査でのイエローストップの実践状況の確認
主要交差点等における立地調査
全運転士を対象としたドライブレコーダー映像の点検
各営業所における所属研修
所属長による個人面談
運行管理者に対する指導能力向上研修
副所長会メンバーによる経験の浅い運転士に対する添乗調査
経験の浅い運転士に対する安全研修

▶ 営業所に掲出したイエローストップ啓発ポスター

自動車部達第14号

安全スローガン **「お客様第一、安全運行の徹底！」**

(3つの約束) **プロ意識を持つ** **基本動作の徹底** **親切なご案内**

安全運転
運転目標 **スピードを抑えて笑顔で優しい運転をしよう!**

7月市バス運転事故防止重点目標 急ブレーキを踏まない・踏まなくてもよい運転をしよう?

イエローストップを徹底しよう!!

<事故防止強化月間>

～イエローストップの実践で事故の芽を摘み取ろう～

信号末期での交差点進入は重大事故につながります。
黄色信号は原則「止まれ」です。
歩行者信号にも気を配り、予見予測に努めましょう。




この時点で黄色信号に変わるが、信号の発見が遅れ、そのまま進行する。

対右折車が止まってくれたことで、接触は避けられたが、急ブレーキにより乗客が転倒

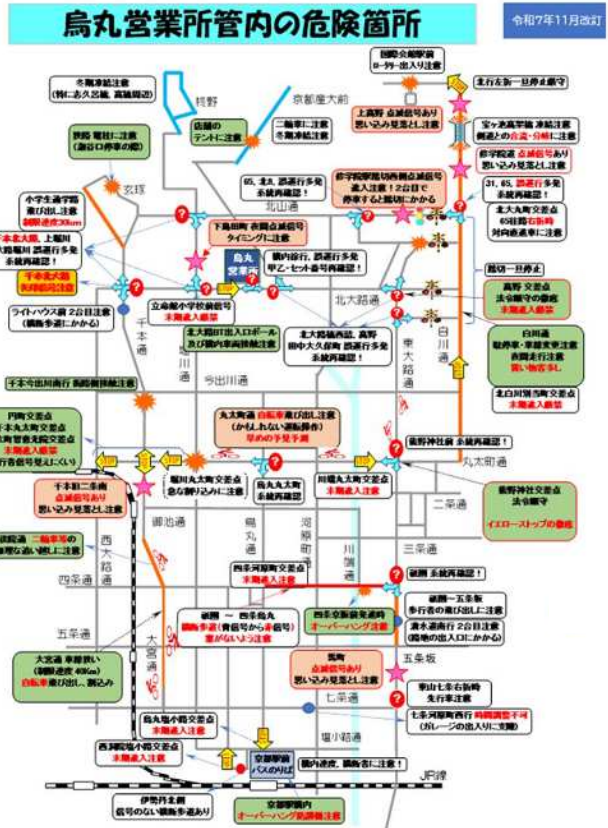
道路交通法施行令第2条 抜粋
黄色の灯火
車両及び路面電車は、停止線を越えて進行してはならないこと。

○ 2年連続で車内留置発生? 20秒でできる車内点検の実施を?

○ 停車時や停留所でのパーキングブレーキ使用の徹底!!

令和7年7月1日
自動車部長
(安全統括管理者)
(担当: 運輸課)

7月の「市バス運転事故防止重点目標」では、「イエローストップを徹底しよう!!」とし、営業所内の掲示板に掲出することで、運転士に周知を図り、イエローストップの徹底に取り組みました。



各営業所が担当する路線について、点滅信号などの運行注意箇所を示したハザードマップを掲示し共有を図りました。

緊急時（テロ）対策について

<取組内容>

- これまでから、テロに遭遇した場合や、不審物を発見した場合の対応について、交通局では運転士に対して、マニュアルにより具体的な対応方法を周知しています。
- 令和7年10月21日に市バス車内において、不審物が発見される事案がありました。
- その事案について、全営業所長が出席する全市バス安全運行推進会議において、今回の事案の詳細を共有するとともに、当時の対応については、運転士から営業所、営業所から警察へ連絡をとる手順については、マニュアル通りでありました。ただ、営業所から運転士への指示について課題があったことを議論し、改めて不審物が発見された場合の初動対応や連絡手順の再確認を行いました。



全市バス安全運行推進会議の様子

大阪・関西万博に伴う市バスにおける警戒について

<取組内容>

- 「大阪・関西万博」期間中の安全で円滑な交通の確保や市バスをご利用のお客様の安全を確保するため、令和7年4月10日～10月13日を警戒強化期間としました。
- 具体的には、屋外で案内業務に当たる職員が「特別警戒中」の腕章を着用することや、バス車内に「テロ対策強化中！」の交通局ニュースを掲出することで警戒態勢にあることを情報発信をしました。
- また、事態に直面した場合には、お客様の安全を最優先に対応するよう再周知しました。



「テロ対策強化中」の交通局ニュース

京都市総合防災訓練への参加 (令和7年11月1日実施)

<取組内容>

- 11月1日(土)の京都市総合防災訓練において、市バス車両を持ち込み、巨大地震の発生により運行中のバス車両が被災し、車内客が怪我を負ったうえに、前後乗降口が瓦礫で塞がれ、車内に乗客が閉じ込められたという想定のもと負傷者救出等の災害訓練を警察・消防と連携し実施しました。



京都市総合防災訓練の様子

自転車との事故防止対策の学習について (京都府警察との連携)

<取組内容>

《新規》

- 令和8年4月に道路交通法が改正され、自転車への罰則が強化されることを踏まえ、令和7年7月の全営業所長が出席する全市バス安全運行推進会議の中で、京都府警察モビリティ対策室から講師の方をお招きし、自転車事故の発生状況や自転車利用者の年代別傾向などを講義していただきました。
- また、令和8年2月開催の全市バス安全運行推進会議において、法改正後における自転車を追い越す際の注意点等について、ドライブレコーダーの映像を交えながら情報共有しました。
- 今後、改正後の内容を踏まえた自転車の運転行動や適切な側方間隔の確保などについて各所属に周知を行い、組織全体で安全運行への意識向上を図ります。



京都府警モビリティ対策室による講義の様子

全市バス安全運行実務者会議 (令和7年12月12日実施)

<取組内容>

- 交通局と委託先事業者（本社）の安全運行に携わる実務者が参加した会議を開催し、個々の運転士に合わせたカウンセリングの重要性など、安全運行に関する情報共有と各事業者で抱える課題について意見交換を行い、安全運行への意識向上を図りました。



主な意見交換内容

- ・ 駐車ブレーキ注意喚起アラーム機能の導入
- ・ バス車両にバックソナーを搭載し、後退時の安全を確保
- ・ 運転士に対して特定の安全運行テーマを重点的に繰り返し周知
- ・ 育成運転士への指導方法の課題

外部機関を活用した「事故防止重点研修」の実施

(令和7年8月26日～9月10日 延べ12日)

<取組内容>

- 独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）による直営の全運転士を対象にドライブレコーダー映像を活用した「事故防止重点研修」を毎年1回行っています。

▶ 令和7年度の研修テーマ

「危険予測」・「車内留置防止」・「イエローストップ」

- 令和7年度は、二輪車や子どもの行動特性に着目し、実際の事故事例を題材に危険予測の感受性を高めるためのポイントを整理することで、安全意識の向上を図りました。
- また、車内留置については、事案のドライブレコーダー映像を活用し、車内点検の重要性や点検時の具体的なポイントを受講者に指導し、再発防止の徹底を図りました。
- さらに、イエローストップについては、信号末期での交差点進入に潜むリスクを、他事業者の事例を交えながら改めて意識付けることで、運転士一人ひとりの安全意識の向上と事故の再発防止を図りました。
- 加えて、研修終了後には受講者からアンケート調査を行い、その結果を踏まえて、次年度以降の研修内容の充実に向けた検討を進めてまいります。

イエローストップを阻害する要因

【先急ぎという本能】

我々、人間にはそもそも「先急ぎの本能」があり、特に黄色信号の時間帯での判断や行動に影響を与える。



車を運転する上で必要なことは、「先急ぎの本能」をコントロールする術をドライバー自身で見つけ、それを習慣づけること。

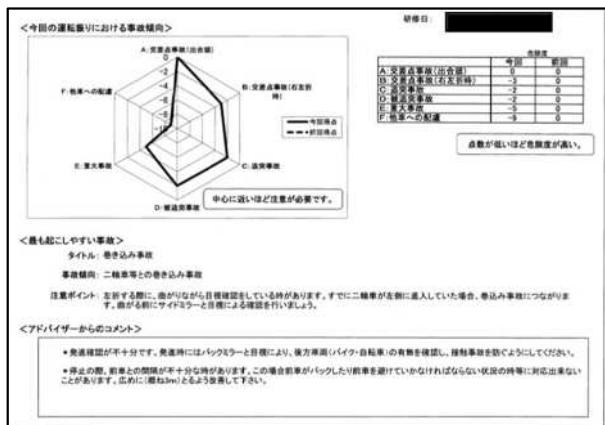


他社局における事故事例を用いた講義

研修資料（抜粋）

▶ **市バス運転士安全運転基礎研修（大阪ガスオートサービス）** <<新規>>
（令和7年7月22日、9月29日、11月17日、令和8年3月9日実施）

- 経験の浅い運転士を対象に、民間会社の交通心理士の資格を有する講師が、受講生の運転する車両に同乗して各個人特有の癖などを分析し、事故防止に向けた運転行動改善のアドバイスを行う研修を実施しました。
- 具体的には、周囲の交通状況や運転士の視線の動き、ブレーキ・アクセル操作の足元の動きなどを測定できる機器を搭載した研修車両を受講生が運転し、その際の映像などのデータを交通心理士が、周囲の交通状況に対する安全確認、方向指示器等合図のタイミングや視線の動きなどの癖を気付かせるカウンセリングを行い、より良い運転方法の定着化を図っています。



【カウンセリングシートで分かる事故傾向】

- ・ 交差点事故（出会い頭・右左折時）
- ・ 追突事故
- ・ 被追突事故
- ・ 重大事故
- ・ 他車への配慮

グラフの頂点に近いほど、事故のリスクが下がる傾向になる。

受講後のカウンセリングシート
 （抜粋）



様々な機器を搭載した研修車両を運転してのデータ測定



研修車両で測定したデータを用いたカウンセリング

経験の浅い運転士（採用2年未満）に対する研修

<取組内容>

- 令和6年9月に「市バス運転士不足 非常事態宣言」を発出して以降、バス運転の経験が無い大型二種免許未取得者の採用を積極的に進めています。これに伴い、運転経験の浅い運転士による事故が増えています。
- 経験の浅い運転士が起こす事故の特徴として、大型バス特有の車両特性の理解不足や交通状況に対する予見予測の不十分さなどが要因と考えられます。これらの課題を踏まえ、実車を用いた研修などを通してレベルアップを図り事故削減に繋げています。

▶ 採用2年未満の運転士への安全研修 <<新規>>

(令和7年10月及び12月の10日間実施)

- 新たに運転士として採用された職員は、順次一人での乗務をスタートさせていますが、運行中にトラブルなどが発生した際、経験が浅いことから対応に慌ててしまうケースがあります。
- このことを踏まえ、研修所教官、運輸課職員、営業所副所長が講師となり、運行トラブル発生時の対応や安全意識の向上を目的に、机上研修と実車でのロールプレイング研修を行うことで対応手順等の再確認を行い、経験の浅い運転士のレベルアップを図っています。
- 参加した運転士からは「非常にためになった。」や「実際に体験して初めて理解できた。」といった意見が多く寄せられています。

「安全研修」カリキュラム
(机上研修)
・ドライブレコーダー映像の視聴
・交通法規の遵守について
(実車研修)
・扉操作、発進時の車内・車外の確認
・車いす体験
・事故発生時等の事後対応



遠心力による車いすの横揺れを体験

▶ 安全運行徹底セミナー（令和8年1月19日実施）

- 経験の浅い運転士の中で、事故を複数回発生させている運転士を対象に、少人数制による個別研修を実施しました。
- この研修では、事故の振り返りを行うとともに、発生要因の分析や当時の判断・行動の検証を行い、不足していた安全意識や安全運行に必要な技術上の課題を気付かせることに重点をおいて、再発防止の徹底と安全意識の向上を図っています。

▶ **モバイル型アイマークレコーダーによる研修** <<新規>>

- 安全運転には、ミラーの確認等で危険をいち早く見つけることが重要です。経験の浅い運転士は、必要な安全確認に課題があることが多く、確認不足による事故を発生させています。
- 事故を発生させた運転士に対してアイマークレコーダーで視線データを測定し、ベテラン運転士の視線の動きとの違いを映像で確認させ、幅広く視線を配ることの重要性を指導しています。
- この研修を受講した運転士からは、運行中の視線の動きを映像を見ることで「自分が思っているより見ている範囲が狭かった。」や「ベテラン運転士と違い、目を動かしている頻度が少なかった。」といった意見が寄せられました。



▶ **市バス運転士安全運転基礎研修（大阪ガスオートサービス）** <<再掲>> (令和7年7月22日、9月29日、11月17日、令和8年3月9日実施)

- 経験の浅い運転士を対象に、民間会社の交通心理士の資格を有する講師が、受講生の運転する車両に同乗して各個人特有の癖などを分析し、事故防止に向けた運転行動改善のアドバイスを行う研修を実施しました。
- 具体的には、周囲の交通状況や運転士の視線の動き、ブレーキ・アクセル操作の足元の動きなどを測定できる機器を搭載した研修車両を受講生が運転し、その際の映像などのデータを交通心理士が、周囲の交通状況に対する安全確認、方向指示器等合図のタイミングや視線の動きなどの癖を気付かせるカウンセリングを行い、より良い運転方法の定着化を図っています。

「第2回京都市交通局 運転技能・接客コンテスト」の開催

(令和7年10月4日実施)

<取組内容>

- 運転士の安全意識やお客様接遇の向上、さらにはモチベーションアップを図ることを目的とし、日頃の乗務で想定される運転操作、接客に関する課題を作成し、運転士が適切な対応や動作が出来ているかを競うコンテストを開催しました。
- このコンテンツは、直営4営業所から選出された8名が出場し学科と運行実技部門において審査を行い、その結果、上位入賞者（1位～3位）と優秀営業所を表彰しました。
- また、開催後には、審査結果や競技内容をまとめた「コンテストニュース」を作成し本局及び営業所に掲出することで、運転士のモチベーションアップを図りました。



運行実技審査の様子



お客様対応審査の様子

外部機関を活用した運行管理者に対する研修

<取組内容>

- 直営の運行管理者に対し、研修所と自動車部運輸課が連携し、毎年外部機関を活用したスキルアップ研修を実施しています。

▶ 交通心理士による運転士への助言指導方法の研修

- 山城自動車教習所から交通心理士を外部講師として招き、営業所の副所長以下の役付け職員を対象に『自動車部運行管理者研修』を実施しました。
- 同研修では、運輸課職員がマニュアル等を用いて、運行管理業務に必要な知識の再確認をはじめ、安全最優先の活気ある職場づくりや営業所内でのコミュニケーションなど、運転士に対する助言指導方法をケーススタディによる体験型実習を行うことで、運行管理者のスキルアップを図りました。(令和7年5月16日、19日、29日の3日間開催 延べ29名受講)
- また、令和8年2月には、交通心理学を研究されている大学の先生をお招きして、安全運行に係る運転士への効果的な助言や指導など、具体的な手法を伺いました。今後、先生のアドバイスを踏まえて、経験の浅い運転士や事故惹起者への研修などに取り入れることができないか検討しています。

▶ 点呼の重要性と健康管理の重要性についての研修

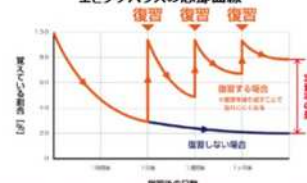
(令和7年9月26日、10月2日、8日の3日間開催 延べ39名受講)

- 自動車事故対策機構(NASVA)により、営業所の係長級・主任を対象とした『運行管理者指導能力向上研修』を行いました。
- 令和7年度の研修では、日々、運転士に対して実施する点呼時において、いかに正確に伝えることができるかなど、コミュニケーションの重要性について講義することで、伝える力の養成を図りました。
- また、健康起因による事故を防ぐため、運転士の健康管理の重要性について講義を行い、指導監督を実施する上でのポイントを確認しました。
- さらに、令和6年4月に改正された、拘束時間等を定めた「改善基準の告示」について、テスト形式で再確認を行い、適切な労務管理を行うよう指導しています。

重要なことは何度でも伝えよう

事故防止の鍵は“しつこさ”にあり!

エビングハウスの忘却曲線



運転士から「またか」と思われても、根気強く伝えていくことにより、意識付けになり、定着することで運転行動にも現れやすくなる!

研修資料 (抜粋)

【参考】事故防止研修等の取組（研修所）

市バス運転士の経験年数に応じた各種セミナーを実施しています。

	研修名	研修目的
市バス運転士キャリア別	市バス新採運転士研修	新規採用時の基本研修
	1年目市バス運転士セミナー	基本動作等の定着状況
	2年目市バス運転士セミナー	運転技術・接客技術の実践状況
	3年目市バス運転士セミナー	節目におけるブラッシュアップ
	市バス運転士セミナー	事故防止・接客技術の定期診断
	指導運転士セミナー	指導者としての知識の習得
	シニアドライバーセミナー	加齢時の運転・接客技能の再認識
	経験の浅い運転士を対象とした添乗強化研修	事故の未然防止や接客技術の確認

【参考】事故防止研修等の取組（営業所・本局）

営業所独自の取組や本局と連携した取組を実施し、運転士個々の安全意識の高揚に努めています。

	項目	内容
営業所独自の取組	事故防止特別研修	事故を起こした運転士に再発防止を目的とした研修を実施
	事故防止勉強会	営業所職員と運転士が事故防止に向けた勉強会を実施
	副所長による添乗調査	副所長による事故多発者や接客に課題のある者への添乗調査を実施
	営業所役付き職員による添乗調査	営業所役付き職員による事故発生者や接客に課題のある者への添乗調査を実施
本局と連携した取組	セーフティサポート研修	研修所教官による、安全運転訓練車を活用した安全運転技術の向上を目指した研修を実施
	事故防止対策検討ワーキング	本局役付き職員と営業所職員並びに運転士が参加し、事故のドライブレコーダー映像を活用した再発防止に向けた意見交換会を実施
	安全意識向上ミーティング	本局役付き職員と営業所の運行管理者が参加し、事故防止やお客様接客に関する意見交換を実施
	事故防止重点研修 （自動車事故対策機構ナスバ）	外部機関から講師を招き、全運転士対象に安全意識の向上を図るための研修を実施
	運行管理者指導能力向上研修 （自動車事故対策機構ナスバ）	外部機関から講師を招き、運行管理者を対象に指導能力向上を図るための研修を実施
	経験の浅い運転士に対する安全研修	本局職員、研修所教官及び営業所副所長が講師となり、運行トラブル発生時の対応及び安全意識の向上を図るための研修を実施
	安全運行徹底運転士セミナー	研修所教官、本局職員及び営業所副所長が講師となり、事故惹起者に対する安全意識の向上を図るための少人数制の研修を実施

京都府警察と合同での路上滞留車両への啓発活動の実施 <<新規>>

<取組内容>

- 京都府警本部交通指導課の呼びかけのもと、市内主要道路で路上滞留している車両に対して、関係機関と協力し啓発活動を実施しました。
- 主な活動としては、路上滞留している観光バスに対してバス専用の駐車場を案内することや駐停車している一般車両等に対して駐停車禁止であることを啓発しました。
- 今後も、関係機関と違法駐車車両の情報共有を継続し、市バスの走行環境改善を進めてまいります。

参加機関：京都府警本部交通指導課、交通機動隊自転車取締小隊（Be-Unit）、所轄警察署、近畿地方整備局京都国道事務所、歩くまち京都推進室、サービス事業推進室、交通局



啓発活動の様子

実施日	実施場所
令和7年7月9日	丸太町通 平安神宮北側付近
8月8日	知恩院道 知恩院付近
9月9日	河原町御池付近
10月9日	烏丸通 東本願寺付近
11月7日	丸太町通 平安神宮北側付近
12月9日	知恩院道 知恩院付近
令和8年1月9日	長辻通 野々宮バス停付近
3月11日	烏丸通 東本願寺付近

痴漢等犯罪行為対策の実施

<取組内容>

- 車内において痴漢行為が確認された場合、バスを安全な場所に停車させ、他のお客様に簡潔に説明し、痴漢行為を行った車内客の身柄を確保するとともに、警察に通報するよう全運転士に周知しています。その他にも痴漢等犯罪行為対策として以下の取組を推進しています。

▶ ハード面の取組

- 市バス全車両（810両）にドライブレコーダーを搭載しており、1両あたり7台のカメラでバス車外の走行映像のみならず、車内においても2方向のカメラにより、車内の状況を常時録音・録画をしております。

▶ 防犯対策の取組

- 痴漢犯罪を含め一定の防犯対策として、ドライブレコーダーで車内の様子を記録していることについて、車内ステッカーの掲出で周知するとともに、車内放送で「痴漢は犯罪です。車内では、他のお客様のご迷惑にならないよう、乗車マナーを守りましょう。」という啓発アナウンスを流しています。

▶ 京都府警や学生と連携した取組

- 京都府警と連携した痴漢犯罪等撲滅推進強化月間の取組として、京都市立美術工芸高等学校の学生や京都女子大学の学生がデザインした啓発ポスターを主要バスターミナルなどに掲出し、痴漢対策の取組を行いました。
- 加えて、北大路バスターミナルの乗車停留所において、受験期における痴漢対策の啓発放送を実施しました。

【啓発放送実施期間】
令和8年1月17日・18日
令和8年1月26日～29日



京都市立美術工芸高等学校の学生
がデザインしたポスター



京都女子大学の学生が
デザインしたポスター

小学生を対象とした市バス安全マナー教室の開催

<取組内容>

- 小学生を対象に、市バスに関連した交通ルールや乗車マナーのレクチャーに加え、運転士体験を行うことで、安全意識の向上や運転士の魅力発信に繋げることを目的として実施しています。

(令和5年度より実施)

令和7年度の実施内容

● 対 象

鳳徳小学校 2年生 2クラス 約40名

【令和7年11月6日(木)開催】

太秦小学校 2年生 4クラス 約120名

【令和7年12月4日(木)開催】

凌風小中学校 2年生 2クラス 約60名

【令和8年1月15日(木)開催】

● 場 所 各校のグラウンド及び体育館等

● 内 容

- ・ 自転車走行時のポイント
- ・ バスに乗る際のマナー
- ・ ○×クイズコーナー
- ・ 市バス運転士体験



運転席でのアナウンス体験



バス車両を使った安全マナー教室



バス車両整備の見学

車両整備に関する監査、指導の実施及び整備担当者会議の開催 (実施計画⑳)

自動車整備業務監査の実施

<取組内容>

- 年に4回、自動車整備業務監査を実施し、整備管理業務や整備業務について、整備に関する書類の確認、工具・機械設備の状況や点検整備の実施状況を確認することで、整備作業に起因する市バスの事故防止や整備作業中における整備士の事故防止に努めています。



整備作業の様子

整備担当者会議の実施

<取組内容>

- 整備担当者会議を毎月1回開催し、車両故障や整備状況等について、各営業所での実施結果の報告及び次月の取組に対する意見交換を行い、市バスが安全に運行できるよう取り組んでいます。



整備担当者会議の様子

7 内部監査の実施及び必要な是正又は予防措置の実施

内部監査の実施

<取組内容>

- 京都市乗合自動車安全管理規程に基づき構築されている安全管理体制が適切に維持され、輸送の安全確保の取組が着実に実施されているか、また、安全管理体制がより効果的に機能しているかを確認することを目的とし、経営管理部門及び現業実施部門に対して内部監査を実施しています。

■ 経営管理部門 監査結果（令和7年8月25日実施）

※ 監査結果から抜粋

本局自動車部

監査項目	監査結果
安全方針が適切に策定され、内部へ周知・徹底されているか。	部長会や人事発令における訓示など、あらゆる場面を通じて安全を最優先とする経営トップの意思が職員に発信されるとともに、所長会、全市バス安全運行推進会議、各営業所での事故防止対策検討ワーキング、事故防止重点研修をはじめとする各種研修などを通じて、経営トップの考えや指示が現場の職員まで周知され、輸送の安全確保の徹底に取り組まれていることを確認しました。
法令等を遵守した業務が行われているか。また、業務の記録や引継ぎが適切に行われているか。	運行管理者の選解任の届出、事故対応の記録・引継ぎなど、安全輸送のための業務が法令等に基づいて適切に執行されていることを確認しました。
輸送の安全に関する重点施策が確実に遂行されているか。	令和6年度及び令和7年度においても、輸送の安全に関する重点施策を踏まえ、計画に掲げた取組は着実に実施されており、令和6年度においては、重大事故は発生せず、有責事故の発生件数も目標どおり令和5年度の実績値以下にとどめました。しかし、車内留置事案が2件発生し、また、令和7年度においても同様の事案が1件発生しています。この車内留置事案については、ドライブレコーダーの映像を用いた職員への周知、立地調査などの再発防止策に速やかに取り組まれるとともに、ハード面での対策についても検討することを確認しました。

■ 現業実施部門 監査結果（令和7年9月4日実施）

※ 監査結果から抜粋

直営 西賀茂営業所 委託 洛西営業所(近鉄バス)

監査項目	監査結果
職員の指導・監督が適切に行われているか。	直近の事故事例や車内留置事案などについて、事故・事案惹起者への指導はもちろん、点呼等の日常の場面での運転士への指示、ドライブレコーダー映像の視聴などを通じて、事故・事案の再発防止に向けて、運転士の意識の向上と維持に努めていることを確認しました。西賀茂営業所では、入庫の際の接触事故が発生していることを受け、営業所内で車庫入れの研修を行い、また、洛西営業所では、主任運転士を中心とした小集団による活動など、それぞれの特性等に応じ、工夫しながら取組を行っていることを確認しました。
業務の引継ぎや必要書類の管理・保管が適切に行われているか。	交代勤務の運行管理者が運転士へ指導や苦情等の対応について、書面での記録により、確実な業務の引継ぎが行われ、当務者が替わっても業務が適切に遂行されるよう対応が取られていることを確認した。各運転士の記録（乗務員台帳、出勤簿、指導記録、適性診断・健康診断の記録等）についても、適切に管理、保管されていることを確認しました。

8 令和8年度 安全目標及び安全スローガン等

- 交通事業者の最大の責務は「輸送の安全確保」であり、引き続き、“事故を絶対に起こさない”という安全文化の構築を目指し、様々な安全対策の取組を推進します。
- 令和8年度の運輸安全マネジメントの取組では、これまでからの取組を点検・充実させることなどにより、お客様に安全・安心なサービスを提供できるよう、数値の目標や市バス安全運転通年目標等を設定し、6つの安全重点施策とその細目である23の実施計画に基づき取組を推進します。

(1) 安全目標の設定

重大事故	0 件
有責事故	走行距離10万km当たり事故件数 令和7年度の実績値 <u>0.149件</u> を下回る
車内留置事案	0 件

(2) 安全スローガンと市バス安全運転通年目標の設定

■ 安全スローガン

【お客様第一、安全運行の徹底】

■ 3つの約束

【プロ意識を持つ・基本動作の徹底・親切な案内】

- 令和8年度においても、従来から掲げている「安全スローガン」と「3つの約束」について、繰り返し伝え続けることが運転士に浸透させるために重要であることから、これを継続します。

■ 令和8年度 市バス安全運転通年目標

【プロとして安全第一に優しい運転をしよう！】

- 「市バス安全運転通年目標」については、お客様の安全を第一に、自らの運転に責任をもつプロ意識の醸成を図るとともに、プロ運転士としてお客様や他車（者）にも配慮した「優しい運転」により「事故ゼロ」目指し、「プロとして安全第一に優しい運転をしよう！」を掲げ、全職員一丸となって安全運行の推進に取り組みます。

9 輸送の安全のために講じようとする措置

◆令和8年度 運輸安全マネジメントに伴う取組計画表

令和8年度は、更なる安全の徹底に向け、6つの安全重点施策及びその細目である23の実施計画に取り組みます。

安全重点施策 1～6	実施計画 ①～⑳
1 輸送の安全確保に関する法令遵守と基本動作の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ① 法令遵守と基本動作の徹底 ② 安全スローガン、事故防止通年目標及び各営業所ごとの年度目標設定・周知 ③ 厳正な点呼の実施 ④ ドライブレコーダーを活用した安全運行の推進 ⑤ 走行危険箇所の確認と見直し ⑥ 運転士全員に対する個人面談及びアンケートの実施 ⑦ 添乗調査及び主要停留所、終点停留所等における運転操作の立地調査
2 輸送の安全に関する内部監査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ 内部監査の実施及び必要な是正又は予防措置の実施 ⑨ 「輸送の安全の確保」に必要なマニュアルの点検と見直しの実施 ⑩ 自然災害の発生に備えた対応 ⑪ 警察、消防等、関係機関と連携した訓練の実施
3 輸送の安全に関する情報の共有と活用	<ul style="list-style-type: none"> ⑫ 事故防止対策検討ワーキングの開催 ⑬ 事故の分析と活用及びファインプレー情報の収集強化 ⑭ 全市バス安全運行推進会議、各種会議体の開催
4 輸送の安全に関する教育及び研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ⑮ 運転士に対する指導・研修の実施 ⑯ 運行管理者に対する研修の実施 ⑰ 安全意識向上ミーティングの開催 ⑱ 高齢者の方や障害のある方への接遇・介助力の向上に向けた研修の実施
5 事故防止のための啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ⑲ 関係機関と連携した啓発活動の実施 ⑳ 事故防止に向けた対策と啓発の実施 ㉑ 高齢者に対する啓発の実施
6 輸送の安全を確保するためのバス車両等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ㉒ 車両整備に関する監査、指導の実施及び整備担当者会議の開催 ㉓ 事故削減に向けたハード対策

車内留置事案の撲滅に向けた取組

<令和8年度に発生した事案概要>

- 令和8年6月3日、市バス1号系統が終点である西賀茂車庫前に到着し、降車取扱いを終えた後、運転士は車内点検を行いました。座席で寝ておられたお客様に気付くことなく、西賀茂車庫に入庫しました。
- 西賀茂車庫に入庫後、本来であれば再度車内最後部まで歩いて車内点検を行うべきところ、当該運転士は車内点検を十分に行わず、お客様に気付かず、扉を開けた状態で車両から離れ、お客様を車内に留置する事案を発生させました。
- これまでから様々な取組を行ってきましたが、令和5年度から4年連続で車内留置事案を発生させてしまいました。

<これまでの取組>

- 令和7年7月に発生した事案を受けて、これまでの取組に加え、運転士による車内確認を確実にするために、“次はない”という強い危機感のもと取り組んでまいりました。具体的には、運転士による車内確認を促す車内放送を追加するとともに、車内のお客様に対し、忘れ物や寝られている方に気付いた際には運転士へ必ずお知らせいただくよう協力を求める車内放送や、ポスター掲示、車内モニターでの表示など、様々な手段で再発防止の取組を行ってきました。(P.12、13参照)

<今後の取組>

- これまでからの取組を継続するだけでなく、車内点検が目的ではなくお客様が残っていないかを確認することが点検の目的であることを常に意識させ、単に「視覚」に頼るのではなく、指差し確認や、座席を手で触る確認を行い、身体を使った見落としが起きない手順をマニュアル化します。また、入庫時や終点での非乗務員によるダブルチェックや立地調査や営業所での更なる周知・啓発を継続して行い、車内留置事案の撲滅に邁進してまいります。
- 一方で、「ヒューマンエラーは起こり得ること」を前提に、他事業者の取組等を参考にしながら「ハード面による車内留置防止装置」導入の検討を進めています。引き続き、民間機器メーカーから最新技術の情報を収集し、効果的なシステムの導入に向けた取組を進めてまいります。

ドライブレコーダーを活用した安全運行の推進 (実施計画④)
 事故の分析と活用及びファインプレー情報の収集強化 (実施計画⑬)

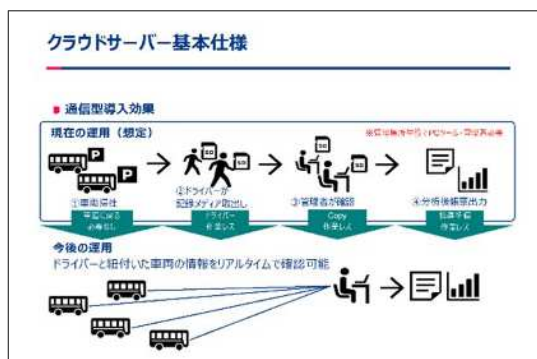
ドライブレコーダーのリアルタイム通信機能の拡充 <<新規>>

令和8年度予算 (1,643千円)

<取組内容>

- 現状では、事故やトラブルが発生した場合の映像を確認するには、当該車両の営業所帰着を待ってから、車両に搭載されたハードディスクからデータを抽出していることから状況の確認に時間を要します。
- リアルタイム通信機能を拡充することで、事故やトラブル発生時に速やかに状況確認が可能となるほか、大雨などの天候不良時や災害時において、運行経路上に交通規制が実施された場合において、路線状況をタイムリーに確認できるメリットがあります。
 これにより、臨時的な運行経路の変更などへの迅速な対応や、現場の運転士に対する適切な指示が速やかに行えるようになり、安全で円滑な輸送の確保に繋がることが期待されます。
- 令和8年度は、各営業所に2台ずつ (合計18台) 試験的にドライブレコーダーのリアルタイム通信機能を導入し、有効性を確認できれば将来的に全車両への導入についても検討します。

【運用イメージ】



ファインプレー映像の収集と啓発の実施

<取組内容>

- 市バス車両に搭載しているドライブレコーダーの記録映像については、これまでから事故発生者の個別指導や、事故防止研修などに活用し、運転士の安全意識の向上を図ってきました。
- さらなる活用方法として、「事故に至らなかった事案」や「未然に事故を回避した事案」等を運転士から情報収集し、『ファインプレー映像』として取りまとめ、営業所へフィードバックしています。
- この取組により、さらに安全意識の向上を図ります。



先行する自転車がバランスを崩して転倒するものの、徐行していたため接触を回避できたもの。

危険なバス停（安全性確保対策が必要なバス停）の解消に向けた取組

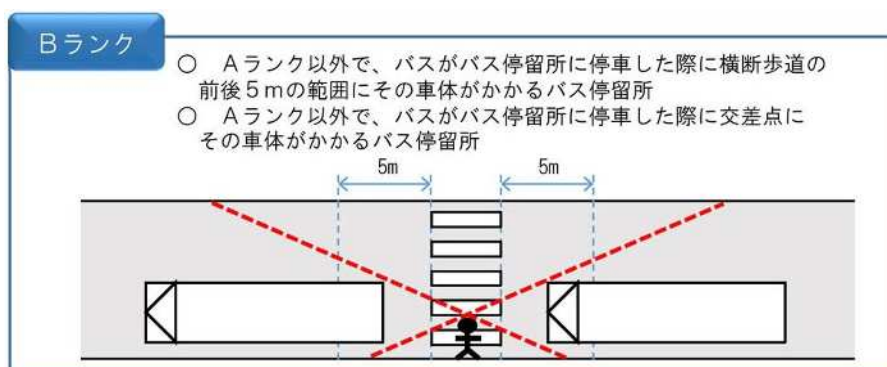
< 取組内容 >

- 国が設定する合同検討会において、令和3年3月に安全性確保対策が必要なバス停について公表され、市バスでは93箇所が該当しました。
- 令和8年2月末時点では、安全性確保対策の優先度が最も高いAランクの全8箇所を含む41箇所を解消し、残り52箇所となっています。
- 残る52箇所の解消に向けて、横断防止柵の設置などのハード対策について、関係機関と協議を行いながら、調査・検討を進めていきます。また、それ以外にも、バス停の移設について、引き続き、地権者と粘り強く協議を行い、一つでも解消していけるよう取り組みます。

▶ 危険なバス停（安全性確保対策が必要なバス停）の推移

	Aランク	Bランク	Cランク	計（残数）	改善数
当初（R3.3末）	8	53	32	93	—
最新（R8.2末）	0	34	18	52	41

参考：国が示す抽出条件



バス停におけるバリアフリー改修に向けた取組

<取組内容>

- 車両のバリアフリー化の推進に伴い、以前は主流であったバスの乗車扉が車体後部に設けられたツーステップバスから、乗車部が車体中央部に設けられたノンステップバス及びワンステップバスへ順次移行してきました。
- この過程において、乗車部の位置が異なる車両が混在したことにより、バス停によっては降車部に横断防止柵や樹木等が支障する事例を確認しており、乗降の安全を確保するため、これらのバス停については、順次改修を行っています。
- また、視覚障害者誘導用ブロックの設置や歩道のマウントアップについても「京都市道路のためのバリアフリーの手引き」に基づき、順次整備を行い、お身体に障害をお持ちの方や高齢の方などがスムーズに乗降していただける環境を整えます。

視覚障害者誘導用ブロックの設置例 【浄土寺（北行バス停）】

(施工前)



(施工後)



歩道のマウントアップの施工例 【福西竹の里（東行バス停）】

(施工前)



(施工後)



「京都市交通局 運転技能・接客コンテスト」の開催

<取組内容>

- 運転士の安全意識の高揚やお客様接遇のさらなる向上、並びに運転士のモチベーションアップを図ることを目的とし、運転士が日頃の乗務で経験する事故回避、接客など、適切な対応や運転操作ができているかを競う「運転技能・接客コンテスト」を令和8年度も引き続き開催します。
- 令和8年度は、これまでより広い会場での開催を検討しています。これによって、参加する運転士がより多くのテスト項目や難度の高い項目に挑戦し、それぞれの技能を十分に発揮することが期待できます。
- さらに、参加運転士の家族や同僚職員等の見学も検討しており、コンテストの価値の向上に繋がります。
- 「運転技能・接客コンテスト」の様子をSNSなどの媒体を積極的に活用し、バス運転士の業務や魅力を情報発信することで、運転士全体のモチベーションアップや、今後バス運転士を目指す人材にアピールしていくことも検討しています。
- 昨年に続き、令和8年5月に他の民間バス事業者（西日本ジェイアールバス）が毎年開催する運転競技会に昨年度の交通局のコンテストで入賞した運転士が招待され、参加しました。他のバス事業者の運転士と切磋琢磨することで、さらなる運転技術向上を図ります。

他の民間バス事業者の運転競技会に出場した当日の様子



定められた円の中で方向転換する競技



サービス競技
(車いすのお客様対応)

自転車等との事故防止対策について

< 取組内容 >

- 自転車等との接触事故を削減していくためには、運転士への指導教育だけに留まらず、自転車等の利用者側への交通マナーの理解を高めることも必要です。
- そのため、安全確認を十分に行わずに運転をしている自転車との事故を防止することを目的とし、「進路変更時には後方確認義務がある」という交通ルールを周知するため、警察等と連携して、ポスターを製作し、市バス車内等に幅広く掲出することで啓発を進めます。



市バス車内、地下鉄車内、地下鉄駅構内（掲示板及び電子広告）
各警察署内の掲示板及び電子広告、各行政区の広報掲示板等

【掲出開始】令和8年5月～

交通サポートマネージャー研修の実施

<取組内容>

- 指導運転士・運行管理者等を対象に、高齢のお客様や障害のあるお客様が安心・安全にご利用できるよう、接遇・介助の基本を習得することを目的として、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が認定する「交通サポートマネージャー」の資格を有する職員の養成を進めており、令和8年度も実施します。
- この研修では、様々な障害のある方を講師としてお招きし、実際に求められている配慮や介助の方法について、ロールプレイングやグループディスカッションを通して学び、職員の能力向上を図っています。



アイマスクと白杖を用いて、視覚に障害のある方が市バス利用時に感じている不便さや不安を体験



様々な障害のある方を交えた、グループディスカッションの様子

車いす固定用補助ベルトの導入 <<新規>>

<取組内容>

- 車いすをご利用のお客様に、より安心・安全にご乗車いただけるよう、新たに車いす固定用補助ベルトを導入しました。
- この補助ベルトを導入することで、バスの右折時等に生じる車いすの揺れを軽減し、より一層安心してご利用いただける環境づくりを進めます。

令和8年3月24日～順次導入
令和8年4月1日全車導入



駐車ブレーキ注意喚起アラーム機能の追加

令和8年度予算（16,225千円）

<取組内容>

- 令和7年度は、終点停留所で運転士が車内点検のため運転席を離れた際に、駐車ブレーキの操作を失念したことでバス車両が流動し、事故となる事案が発生しました。
- このようなヒューマンエラーによる事故を防ぐため、駐車ブレーキの注意喚起アラームを導入することで、終点停留所で車内点検を行う際や車いすのお客様の補助などで運転席を離れる際に駐車ブレーキの操作を促し、車両の流動による事故を未然に防止してまいります。

(参考) 運転士の健康管理について

視認性向上のための運転用保護メガネの導入

<取組内容>

- 近年、交通事業者の中でも鉄道事業者を中心に、視認性向上による安全運行の確保や運転士の疲労軽減の観点から保護メガネを導入している事業者が増えてきています。
- 京都市交通局においても、令和8年7月1日から、市バス運転士の視認性向上及び疲労軽減により更なる安全性向上を図るため、信号等の色覚に影響を及ぼさない交通局が指定する運転用保護メガネを導入しました。

熱中症対策

<取組内容>

- バス運転士の熱中症対策として、これまでから夏季の期間限定で車内の水分補給を認めていましたが、昨今の気温上昇を踏まえ、令和7年度から、通年で水分補給を認める運用に改めました。
- 令和8年度は、夏季期間中（7月1日～9月30日）、回送中において制帽の着用を免除することとしました。（※営業運行中はこれまでどおり制帽を着用します。）
引き続き、運転士の健康管理に努めるとともに、健康起因による事故を防止してまいります。

(参考) 新たな技術への対応について

電気バスの導入

<取組内容>

- 交通局では、脱炭素による将来世代まで持続可能な社会の実現に向け、今後の電気バスの普及を見据えた実運行での課題検証を行うため、電気バス2両を導入し、令和8年3月から本格運行を開始しています。
- 今回導入した電気バスは、電動モーターで走行するため変速による揺れがなく、また車内の客席通路すべてに段差がない完全フルフラットフロアでスムーズに車内の移動が可能となっています。



電気バスの外観

自動運転バスの導入に向けた取組

<取組内容>

- 自動運転技術は、交通事故の削減や担い手不足の状況の中での地域公共交通の維持・確保といった交通課題の解決の一手段となりうるだけでなく、将来の都市交通やまちづくりの観点でも大きな可能性を有しています。
- こうした中、中長期的な視点で都市交通の未来について検討を進めていくため、市バスへの自動運転バスの導入に向けた取組を進めることとし、都市計画局との連携のもと、まずは洛西ニュータウンエリアで令和10年度にレベル4の自動運転バスの社会実装を目指して、令和7年度からレベル2の実証実験を実施しています。

自動運転レベル	概要	運転操作の主体
レベル2	アクセル・ブレーキ操作及びハンドル操作の両方が、部分的に自動化された状態	運転者
レベル4	特定の走行環境条件を満たす限定された領域において、自動運行装置が運転操作の全部を代替する状態	自動運行装置



自動運転バス出発式の様子



自動運転バスの外観

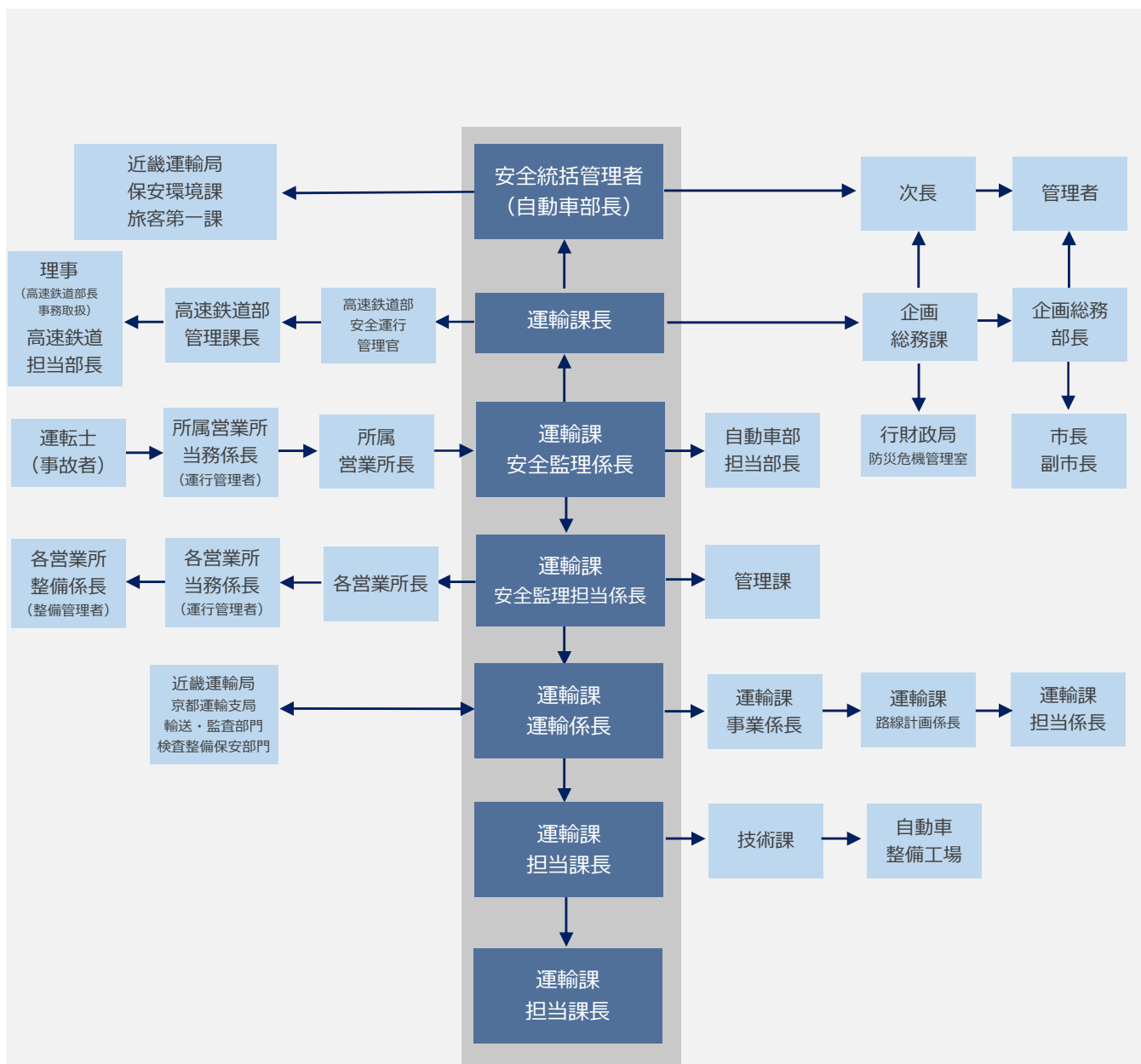
10 輸送の安全のための予算

◆令和8年度予算

項目	予算額
研修・講習など安全運転推進費用	36,672千円
施設・車両安全対策費用 車体更新、保守点検、設備保守点検修理、 誘導・警備・警戒等	411,496千円
合計	448,168千円

11 事故、災害等に関する報告連絡体制

◆緊急時の連絡体制

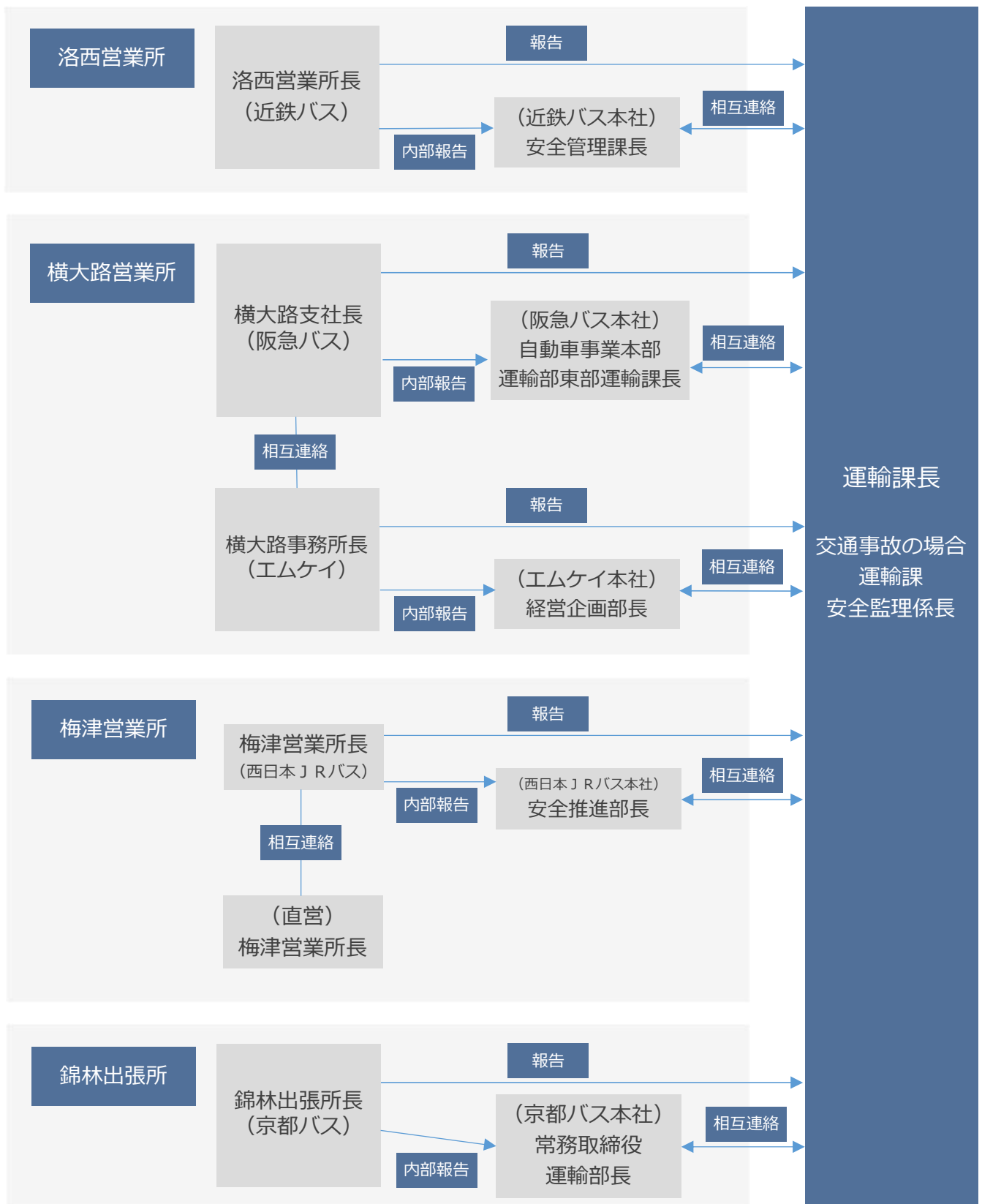


直営営業所
西賀茂
烏丸
九条
梅津

委託先営業所	委託先会社
錦林	京都バス
梅津	西日本JRバス
洛西	近鉄バス
横大路	阪急バス
	エムケイ

※ 警察への連絡・通報は、事件及び事故が発生した部署から速やかに行い、その後、自動車部運輸課に報告。
警察、発生部署、運輸課で緊密な連絡協調体制を確立する。

◆緊急時の連絡体制（管理の受委託実施営業所）



12 安全管理規程

「京都市乗合自動車安全管理規程」

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等(第3条～第6条)
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制(第7条～第10条)
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法(第11条～第18条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の規定に基づき、輸送の安全を確保するため遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、京都市乗合自動車運送事業(法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業をいう。以下「自動車運送事業」という。)に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 京都市公営企業管理者交通局長(以下「局長」という。)は、輸送の安全の確保が事業運営の根幹であることを深く認識し、自動車運送事業において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、安全に関する意見等に真摯に耳を傾けるなど自動車運送事業の状況を十分に踏まえつつ、企画総務部及び自動車部に所属する職員(以下「職員」という。)に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 局は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、職員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
- 3 局は、自然災害の発生時には、お客様、市民、職員の安全確保を最優先とし、関係各所と連携して被害軽減を図り、事業継続に努める。
- 4 局は、管理の受委託に係る安全対策として、受委託事業者双方が必要な情報を伝達・共有し、相互に協力連携することにより、一丸となって輸送の安全性向上に努める。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 局は、前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及びこの規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する支出を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 局は、第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 局は、前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(局長等の責務)

第7条 局長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 局長、次長、企画総務部長、自動車部長等(以下「局長等」という。)は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、及び体制の構築等必要な措置を講じなければならない。
- 3 局長等は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重しなければならない。
- 4 局長等は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行わなければならない。

(組織)

第8条 局長は、次の各号に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するために自動車運送事業を統括する。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者
- (3) 整備管理者
- (4) その他必要な責任者

- 2 自動車部運輸課長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長(出張所をおいた場合は、出張所長を含む。以下同じ。)を統括し、指導監督を行う。
- 3 営業所長は、自動車部運輸課長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、所属内の各係を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者に事故があるときや重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第47条の5に規定する要件を満たす局長等の中から選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) 職員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、職員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、局長等に報告すること。
- (6) 局長等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 輸送の安全に関する運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 輸送の安全に関する整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、職員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 局は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 局は、組織体制における意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に局内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、直ちに適切な措置を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は京都市交通局危機管理計画に定めるところによる。

- 2 局は、事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、局長等及び局内の必要な部等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、局内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 局は、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)(以下「報告規則」という。)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 局は、第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに局長等に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 局は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 局は、次の各号に掲げる内容について、毎年度、外部に対し公表する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
 - (2) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
 - (3) 報告規則第2条に規定する事故に関する統計
 - (4) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
 - (5) 輸送の安全に関する重点施策
 - (6) 輸送の安全に関する計画
 - (7) 輸送の安全に関する予算等実績額
 - (8) 事故、災害等に関する報告連絡体制
 - (9) 安全統括管理者
 - (10) 安全管理規程
 - (11) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画
 - (12) 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 局は、輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、及び局長等に報告した是正措置等を記録する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成20年3月31日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月31日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

【輸送の安全にかかわる情報の公表】

旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の七第一項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項（概要版）

(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項関係)

- ① 旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項として、以下の事項とします。
 - ・輸送の安全に関する基本的な方針
 - ・輸送の安全に関する目標及びその達成状況
 - ・事故に関する統計
- ② 安全管理規定等の届出が義務付けられている一定規模以上の事業者が公表すべき事項として、上記に加えて以下の事項とします。
 - ・安全管理規程
 - ・輸送の安全のため講じた措置及び講じようとする措置
 - ・輸送の安全にかかわる情報の伝達体制その他の組織体制
 - ・輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況
 - ・輸送の安全にかかわる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
 - ・安全統括管理者に係る情報(一般貸切旅客自動車運送事業者については、下記二項目を追加で公表すべき事項とします。)
 - ・事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者に係る情報
 - ・事業用自動車に係る情報
- ③ 一般貸切旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣に対し、上記①及び②に掲げる事項について、電磁的方法により報告を行うものとします。



京都市交通局

Kyoto Municipal Transportation Bureau